

対象地域：設楽町(うち旧段嶺村、名倉村、振草村、上津具村、下津具村), 東栄町(うち旧御殿村、園村、振草村、三輪村), 豊根村(全域)

税制優遇措置

国税の割増償却と市町村税の減税措置の促進

山村振興法による税制優遇措置等

国税

法人税・所得税の割増償却 機械・建物

事業者の設備投資後の5年間、普通償却限度額の24%（機械・装置）、36%（建物等・構築物）の割増償却を措置。

市町村税

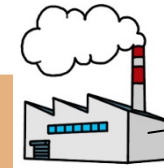
固定資産税の減税の促進 機械・建物・土地

事業者の設備投資に係る固定資産税を1.4%から0.14%（2年目0.7%、3年目1.05%）に！ ※1

（地方公共団体の減収額の大半を普通交付税により補填。）

※1：記載した税率は、各地方公共団体が条例により定めた値となります。

事業者の設備投資



建物

土地



機械設備

税制活用効果

設備投資を行った場合の効果額（シミュレーション）

機械設備1,000万円※2、建物1,000万円※3、土地1,000万円※4の設備投資を行った場合、

3年間で計83万円の効果。

※2：機械設備の資産評価額は、初年度875万円、2年目656万円、3年目492万円で試算。

※3：建物の資産評価額は、700万円（3年固定）で試算。

※4：土地の資産評価額は、700万円（3年固定）で試算。

利用要件（詳細次ページ）があるため、市町村によっては利用できない税制があります。次頁問合せ先までお電話下さい。

	法人税・所得税		固定資産税		
1年目	11万円	+	29万円	=	40万円
2年目	11万円	+	14万円	=	25万円
3年目	11万円	+	7万円	=	18万円
					計83万円

設備投資による新製品のマーケティング費用等に！！

1 対象地域

(1) 山村振興法に基づく振興山村であること

山村とは、林野面積の占める比率が高く、交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない山間地等をいう。

【要件】林野率0.75以上で、かつ、人口密度1.16人/町歩未満

(2) 山村振興計画で定める産業振興施策促進区域内であること

市町村が策定する山村振興計画の産業振興施策促進事項において指定する産業振興施策促進区域内であること。

(H27.3の山村振興法改正により、山村振興計画に産業振興促進事項が記載できるようになりました)

(3) 不均一課税に関する条例が制定されていること

都道府県において不動産取得税、市町村において固定資産税の不均一課税(減税)に関する条例が定めてあること。

※不均一課税の減収補填措置の対象は、財政力指数が0.47未満の都道府県又は0.49未満の市町村。なお、条例がなくとも法人税・所得税の割増償却は利用可能。

※財政力指数は、毎年見直しされるため、最新データの確認が必要です。

2 対象事業者

(1) 地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業であること

【地域資源を活用する製造業】

振興山村(産業振興施策促進区域)において生産されたもの(農林水産物、粘土、木材、土石等)を原料又は材料とする製造業

(例)食料品製造業、たばこ・飼料製造業、窯業、土砂製品製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙製品製造業等

【農林水産物等販売業】

いわゆる農産物直売所。振興山村(産業振興施策促進区域)において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業。

(2) 青色申告する中小企業者等であること

【個人の場合】

常時使用する従業員の数が千人以下の個人

【法人の場合】

資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人

(3) 取得価額要件を満たすものであること

業種	取得価額
地域資源を活用する製造業	500万円以上(資本金5,000万円以下) 1,000万円以上(資本金5,000万円超)
農林水産物等販売業	500万円以上

～ お問合せ先 ～

農林水産省 農村振興局 地域振興課 山村税制担当

Tel: 03-3502-6005 (直通) ※お気軽にお電話下さい。

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_sesaku/sesaku.html

振興山村における工業用機械等に係る割増償却 《所得税・法人税》

振興山村^{※1}市町村が指定する産業振興施策促進区域において、地域資源を活用する製造業^{※2}や農林水産物等販売業^{※3}を営む中小企業者(個人・法人)が、それらの事業に使用する機械や建物を取得又は建設した場合に、割増償却ができます。

- ※1: 林野率が高く、かつ人口密度が低い地域で、山村振興法の規定に基づき指定された区域
- ※2: 産業振興施策促進区域において生産されたものを原料又は材料とする製造又は加工の事業
- ※3: 産業振興施策促進区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業

1. 特例の内容

(1) 特例の内容

振興山村において、市町村が産業振興施策促進事項を記載し、関係大臣の同意を得た場合、当該事項で定める区域において、中小企業者(従業員千人以下の個人又は資本金1億円以下の法人)が機械等資産の取得等を行い、事業の用に供した年度から5年間、通常の償却限度額に普通償却限度額の一定割合に相当する額を加えた額まで、当該資産の償却費を計上し、必要経費に含めることができます(割増償却制度)。

(2) 割増償却が可能な対象業種及び割増償却率等

対象業種	取得価額	特例内容
地域資源を活用する製造業	500万円以上(資本金5,000万円以下) 1,000万円以上(資本金5,000万円超)	5年間にわたる割増償却 (普通償却限度額の24%(機械・装置), 36%(建物等・構築物))
農林水産物等販売業	500万円以上	

(3) 適用期限

平成29年3月31日



2. 特例の効果

<具体例>

A県B村(振興山村)の製材業者Cは、製材用の機械を購入した。

【前提条件】

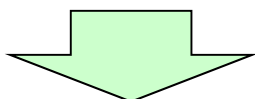
- ・ 償却前の課税所得額 1,000万円
- ・ 機械の取得価額 2,800万円
- ・ 法定耐用年数 8年
- ・ 償却方法 定額法
- ・ 法人税率 23.9%

(単位:万円)

項目		通常償却	割増償却
① 償却前の課税所得額		1,000	1,000
② 償却額	普通償却額	350 ^{※1}	350
	償却上乘せ分	—	84 ^{※2}
	年償却額計	350	434
③ 課税所得額(①-②)		650	566
④ 年法人税額(③×23.9%)		155	135

※1 普通償却額 2,800万円÷8年=350万/年

※2 割増償却額 350万円×24.0%=84万円(5年間にわたり普通償却額に上乘せ)



5年間で100万円の減額!

通常の場合の法人税額は年155万円ですが、割増償却した場合には年135万円となり、通常の場合と比べ、20万円×5年間=計100万円の減額となります。

(※割増償却は減価償却の前倒しであり、耐用年数全体での減価償却額の総額は同じとなります。)

担当部署

農林水産省 農村振興局 農村政策部
地域振興課 調査調整班

お問い合わせ先

(代表)03-3502-8111(内線)5631
(直通)03-3502-6005